

## 6. 障害児支援施設の利用について (障害児・18歳未満の発達障害児のみ)

障害児支援施設の利用については、障害児入所支援（福祉型）を除き、通所施設・入所施設ともに利用者の満足度は概ね9割を超えており、施設の利用時の不満・問題については、「施設までの交通アクセスが悪い」や「交通費や利用料等の金銭的負担が大きい」、「本当に利用したい施設がない」などの回答が障害児、発達障害児とともに1割程度ある。

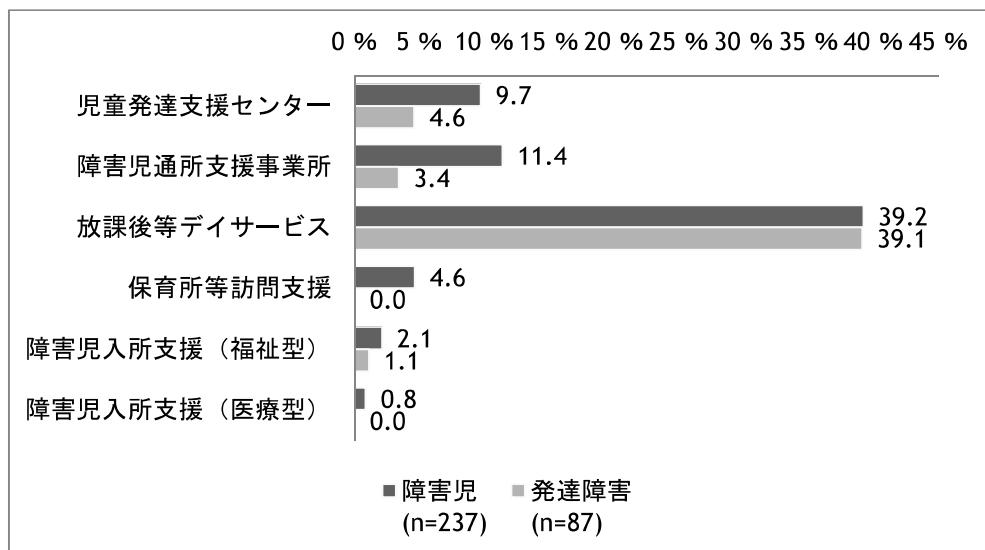
### 1) 障害児支援施設の利用状況と満足度

		利用率 (n=324)	利用希望 (%)	満足度 (%)
通所施設	児童発達支援センター	27(8.3%)	1.9	96.3
	障害児通所支援事業所	30(9.3%)	1.2	90.0
	放課後等デイサービス	127(39.2%)	13.0	94.5
	保育所等訪問支援	11(3.4%)	0.6	90.9
入所施設	障害児入所支援(福祉型)	6(1.9%)	3.1	66.7
	障害児入所支援(医療型)	2(0.6%)	1.5	100.0

備考) 満足度は、「満足している」・「ある程度満足している」の合計

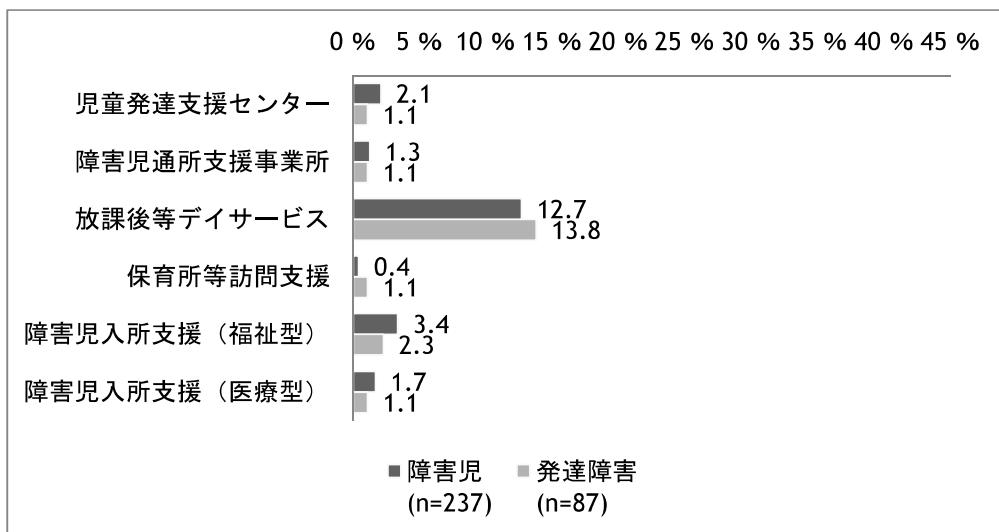
### 2) サービス利用状況の比較

通所施設と入所施設のいずれの施設・サービスについても、障害児の方が発達障害者よりも利用している割合が高かった。



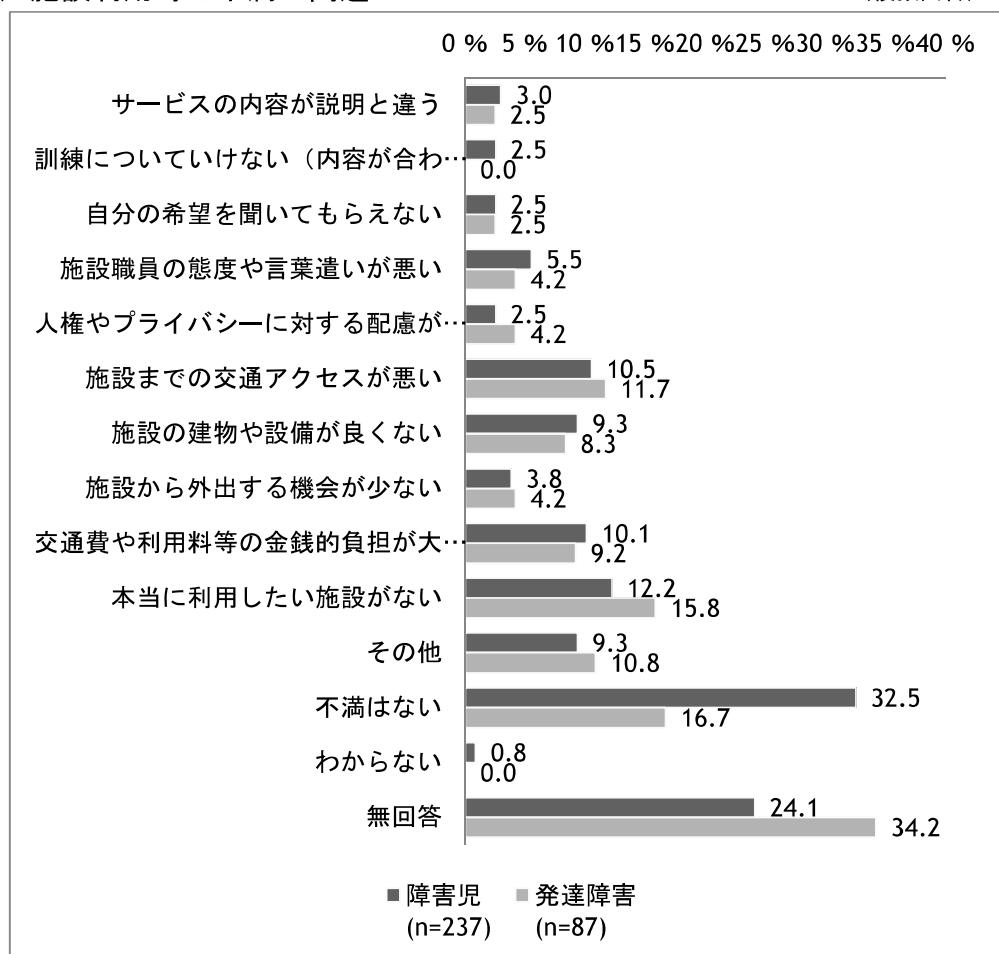
### 3) サービス利用意向の比較

障害児と発達障害児のいずれも放課後等デイサービスを利用したいという希望が強かった。入所施設の利用希望は強い利用意向は示されていない。



### 4) 施設利用時の不満・問題

〈複数回答〉



「その他」の具体例

- 訓練の時間帯が限られていて利用できない。
- 施設職員のスキルアップ
- 放課後等デイサービスが増えてきているが、子供の事を本当に考えているのか、疑問に思う事業所がある。
- 待ち時間

5) あつたらいいなと思う施設や環境（場所）（発達障害児のみ）

①学習を支援するところの具体例

- 障害の特性に合った施設。発達障害は知的障害の有無で対応が違う。
- ADHD の子等に教えた経験のある先生（専門知識のある第三者）などが放課後等学校内で分からないところを教えてくれるところ。
- 学習の苦手さを専門的視点から分析して、発達特性に応じた学習方法を訓練してくれる所。
- 近くの公民館等で学習補習で週一回でも無料の勉強を見てくれるところ。
- 市民センター（公民館等）で定期的に子どもたちが集まる（LD 等ある子向け）ところ。
- その子の特性に合ったコミュニケーション学習支援ツールを使用しての学習支援をしてくれる専門員の配置。
- 障害者、健常者と分けられず、お互いに尊重しあえる学校。
- 同じ障害を有する仲間と宿題や学習など一緒に行える場所。
- 得意分野 特殊能力をのばしてくれる施設。
- 本人のペースで IT 機器などを使い、学校の授業のやり方にとらわれない学習が、特性に配慮してもらしながら受けられる場所。

②就労を支援するところの具体例

- その人の長所にあった作業内容で、それを伸ばしてもらえる事、重度でもジョブコーチ制など取り入れられないか。
- 企業と連携して、就労前に体験学習ができる環境。
- 個人レベルに応じた就労支援センター。
- 駅から徒歩圏内など、交通の便の良い所が良い。
- 支援学校じゃなくても、就労支援を受けやすい環境。
- 障害を理解している指導員のいる実際の職場での支援。
- 就労後の定着のために継続した見守りや支援を行って欲しい。

- 賃金で生活できるような就労で、地域に理解があるところ。
- コンピューター関係の仕事。
- 発達障害や軽度知的障害の中高生の職場体験。
- できるだけ地域の人と触れ合える、職場実習ができるところ。

### ③家族等の負担を軽減するところの具体例

- 手帳のない中学生でも、学校ではない、月に一回でも子供の様子を継続的にみてもらえる場所。
- 18歳以上で夕方預かってくれる施設（放課後等デイサービスに代わるところ）。
- 24時間（予約なしでも）、会って話を聞いてくれる施設。
- 情報交換できる場所。
- 家族も近くで住めるような施設。
- 学校と家庭をつなぐ人。
- 市民センターなど、地域で定期的な相談会、茶談会など。
- 親子で参加できるレクレーション、学習会等。
- 障害児と高齢者の相談窓口が違うので、総合的な支援窓口があるといい。
- 親が急病や急死した時のフォローメンテ。
- 土曜日など学校が休みの日に利用できる施設。
- 同じ障害の子供を持つ親の交流ができるところ。
- 預かってもらいたい時に預けられる施設。土日に預ける時に行事（余暇）がある施設。

### ④「その他」の具体例

- 友達づくりができる場所。
- ストレス発散できるところ。
- 金銭的負担の少ない療育機関。
- 芸術活動に重点を置いた施設。
- 小学校の事など一人で調べたりしないといけなく、今でも困る事がある。どこに相談していいかも分からぬ。
- 自閉症者にあった少人数のグループホーム、ケアホーム。
- 気軽にスポーツが楽しめるところが、各区にあるといい。

- 一般の人が利用しているモノ（料理教室やスポーツ教室など）にサポートを付けて参加できるようにしてほしい。
- 手帳を持っていない人が、習い事が出来る場所。
- 進路のアドバイスを受けたり相談できる場所。
- 中学生、高校生、社会人になっても継続的に療育訓練してもらえるところ。

## 第3節 日中活動と就労、社会参加

### 1. 学校や教育について（障害児・発達障害者のみ）

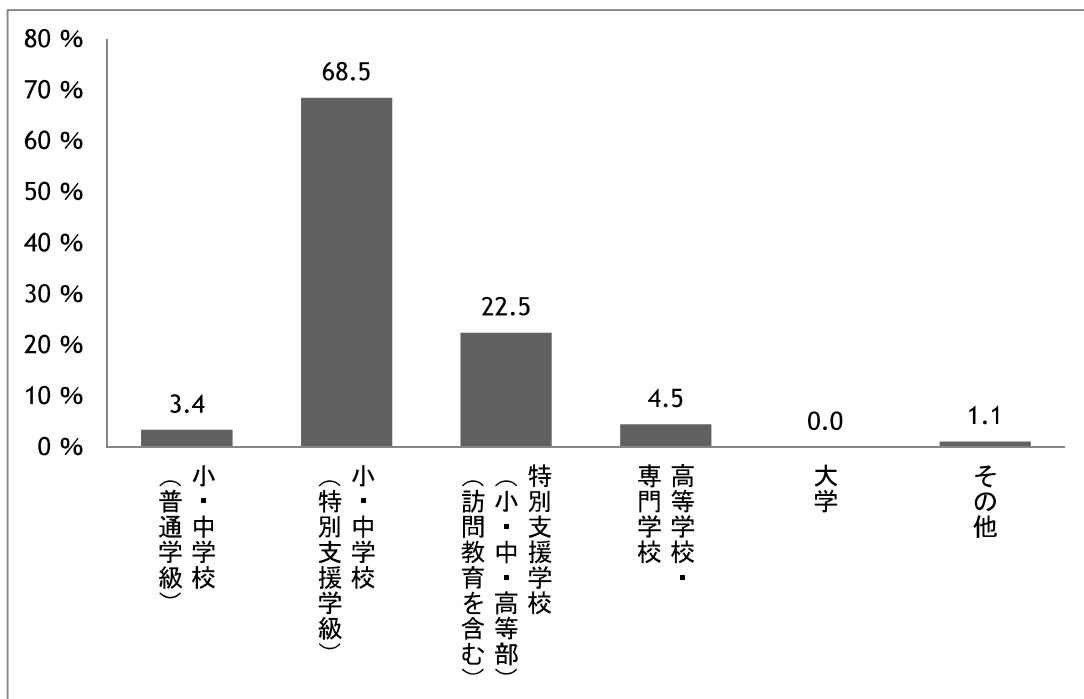
就学中の発達障害者のうち約7割は普通学校の特別支援学級に、2割は特別支援学校に通学していた。一方、障害児の中で発達障害がある児童の半数は特別支援学校に通学していた。障害の程度と通学先との関係をみると、障害程度が重い人は特別支援学校に通学している傾向がみられるが、療育手帳B1・B2（障害程度が中軽度）である人の44.0%もまた特別支援学校に通学していた。

児童の学校での発達障害に対する理解については、「十分に理解されていると思う」（22.5%）「十分とは言えないが、理解されていると思う」（55.1%）と、概ね理解が得られているようであるが、15.7%の回答者が「理解されていないと思う」と回答していた。学校生活に関する困りごととしては、学校卒業後の進路について不安を感じている人が多かった。また、とくに発達障害者については、友達との関係作りについても課題を抱えていることが示された。

#### 1) 通っている学校（発達障害者）

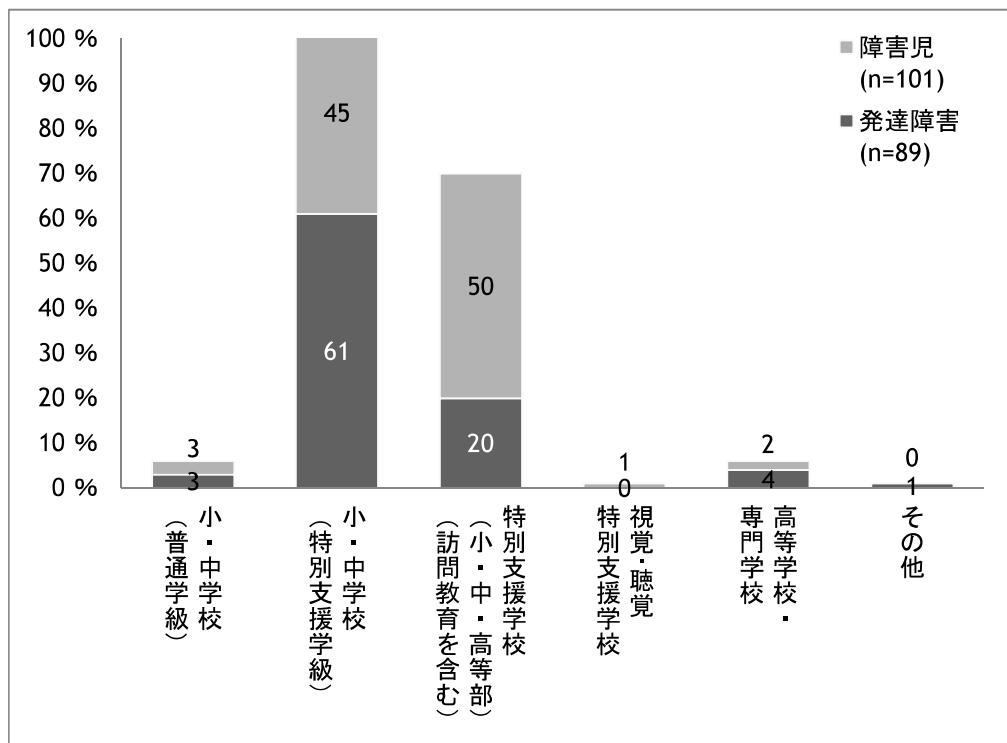
就学中の発達障害者のうち約7割は普通学校の特別支援学級に、2割は特別支援学校に通学していた。

(n=89)



## 【障害児（発達障害の診断あり）と発達障害者の通学状況（実数）】

発達障害の診断を受けている障害児と発達障害者の通学状況をみると、小・中学校の特別支援学級が最も多く、次いで特別支援学校が多かった。



## 【障害の程度と通学先との関係】

		小・中学校 (普通学級)	小・中学校 (特別支援 学級)	特別支援 学校 (小・中 ・高等部) (訪問教育 を含む)	視覚・聴覚 特別支援 学校	高等学校 ・専門学校	合計 (人)
身体障害者 手帳	重	1・2級 8(15.7%)	3(5.9%)	35(68.6%)	3(5.9%)	2(3.9%)	51
	↑ 軽	3・4級 4(36.4%)	1(9.1%)	2(18.2%)	2(18.2%)	2(18.2%)	11
		5・6級 /	3(75.0%)	1(25.0%)	/	/	4
療育手帳	重	A1・A2 /	7(12.3%)	50(87.7%)	/	/	57
	↑ 軽	A3 /	/	3(100.0%)	/	/	3
		B1・B2 4(3.4%)	54(46.6%)	51(44.0%)	1(0.9%)	6(5.2%)	116

備考1) 斜線部は0人

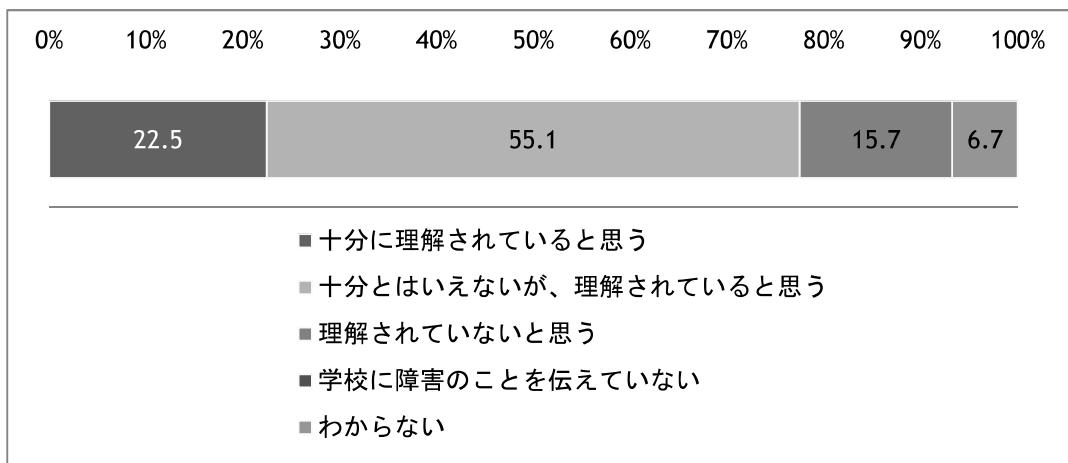
備考2) 発達障害者のうち精神障害者保健福祉手帳保持者は1級1名、2級1名であり、ともに特別支援学校に通学している。

## 2) 学校での発達障害に対する理解

学校での発達障害に対する理解については、「十分に理解されていると思う」(22.5%)「十分とはいえないが、理解されていると思う」(55.1%)と、概ね理解が得られているようであるが、15.7%の回答者が「理解されていないと思う」と回答していた。

### ①発達障害について理解されていると思うか

(n=89)



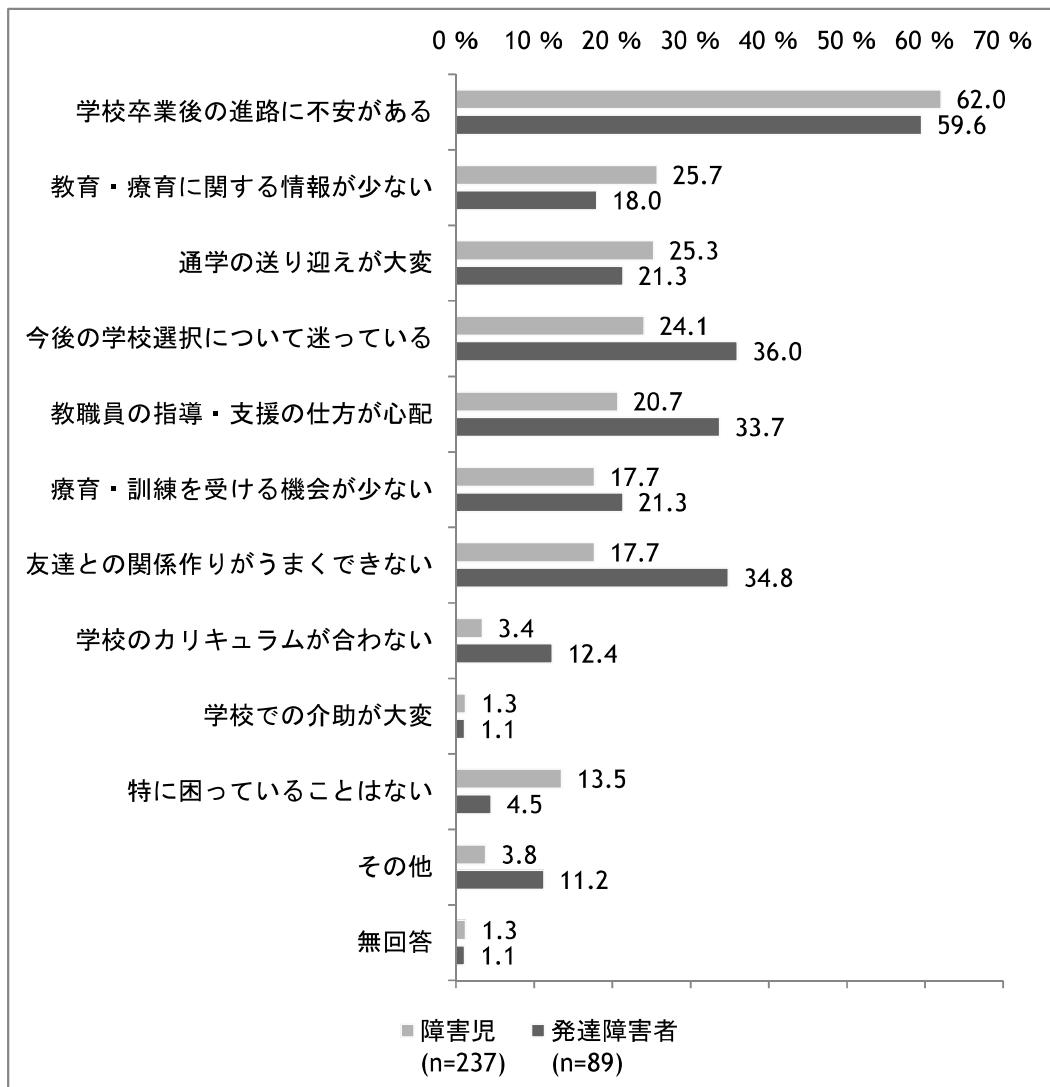
### ②理解されていないと思う主な理由

- その子に合わせた学習の工夫がない。
- 他の人と同じ内容の授業を受けてもその後のフォローがない。
- 支援学級というハード面だけ整って、先生方の理解が伴っていない。
- 個々の障害の理解はあまりなされていないように感じる。
- 支援計画が障害特性に沿っていない。
- 生理的に苦手な物を克服させようと指導している。
- 学校で配慮してほしい事などを伝えて、話を聞くだけで、対応がない。
- 学校全体の取組がはっきりしておらず、支援クラス先生任せ。
- かかわっていない先生は無関心。
- 小学校との連携がとれていない。
- 担任の先生が毎年交代する。

## 3) 学校での困りごと（障害児/発達障害者）

学校卒業後の進路について不安を感じている人が多かった。また、とくに発達障害者については、友達との関係作りについても課題を抱えていることが示された。

〈複数回答〉



## 「その他」の具体例

- 教師が障害に無理解。
- 専門知識を持つ職員が少ない。
- 進級すると支援体制が変わり連携できていない。
- 適した障害種の支援学級が無く、校区外通学となつたこと。
- 教師が子どもの状態を把握できていない。
- 子供が病気になったとき、学校が休校になったとき、働けない。
- 支援が縦わりで連携が出来ておらず、学校・病院・市の支援がばらばら。

## 2. 収入・生活費の状況について

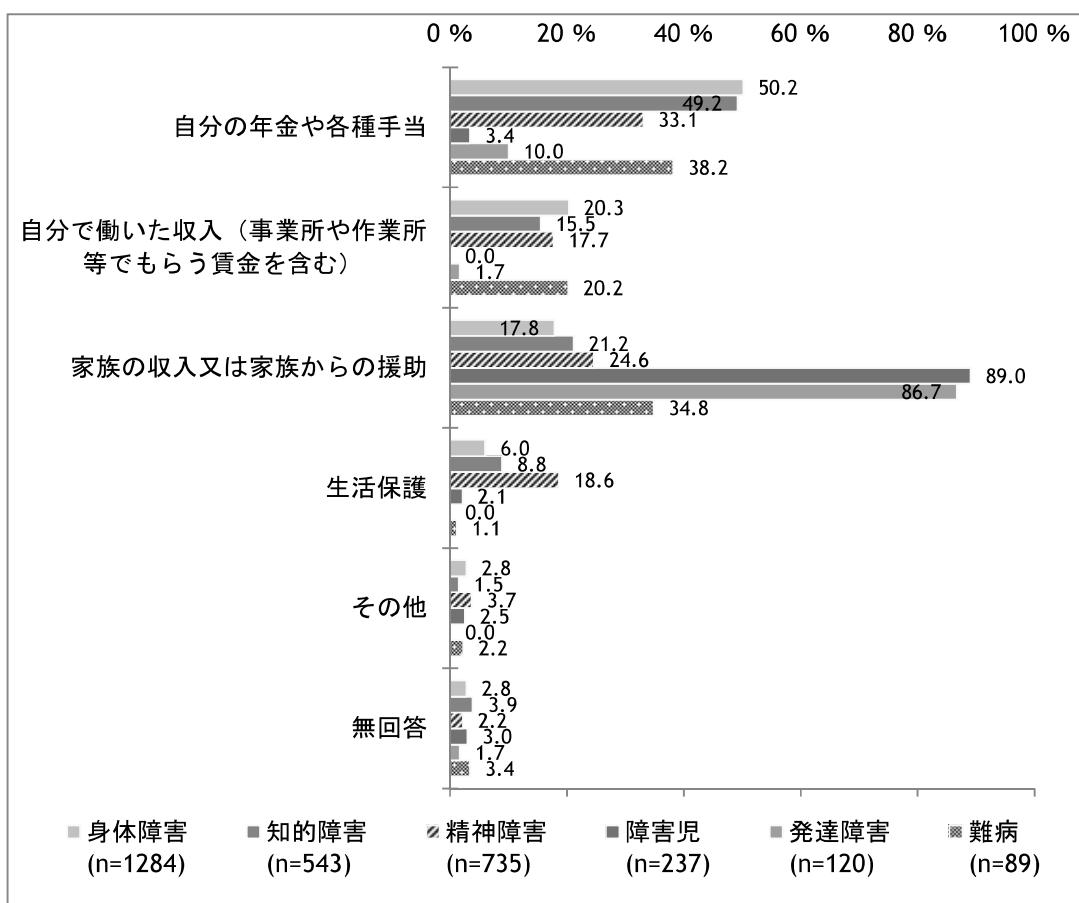
主な収入源は、障害児と発達障害者を除き、すべての障害種で自分の年金や各種手当が最も多くなっている。月の収入額は、身体障害者および難病患者の2割程度が20万円以上であり、他の障害者と比較して高い傾向がみられる。一方、知的障害者の約7割、精神障害者の約6割が月10万円未満の収入であり、精神障害者の18.6%、知的障害者の8.8%が生活保護を受給している。

公的年金や各種手当の受給状況を見ると、知的障害者の8割程度が、それ以外の障害種では4割～5割程度が受給していた。具体的には障害児や発達障害者の場合は特別児童扶養手当が多く、それ以外の障害種では「障害基礎年金」が多い。また、年金・手当を受けていない人については、発達障害者および難病患者では「受けられない（受ける資格がない）」という回答が多かった。

支払っている月々の医療費については、精神障害者と難病患者が他の障害種別と比較して高い傾向にあった。

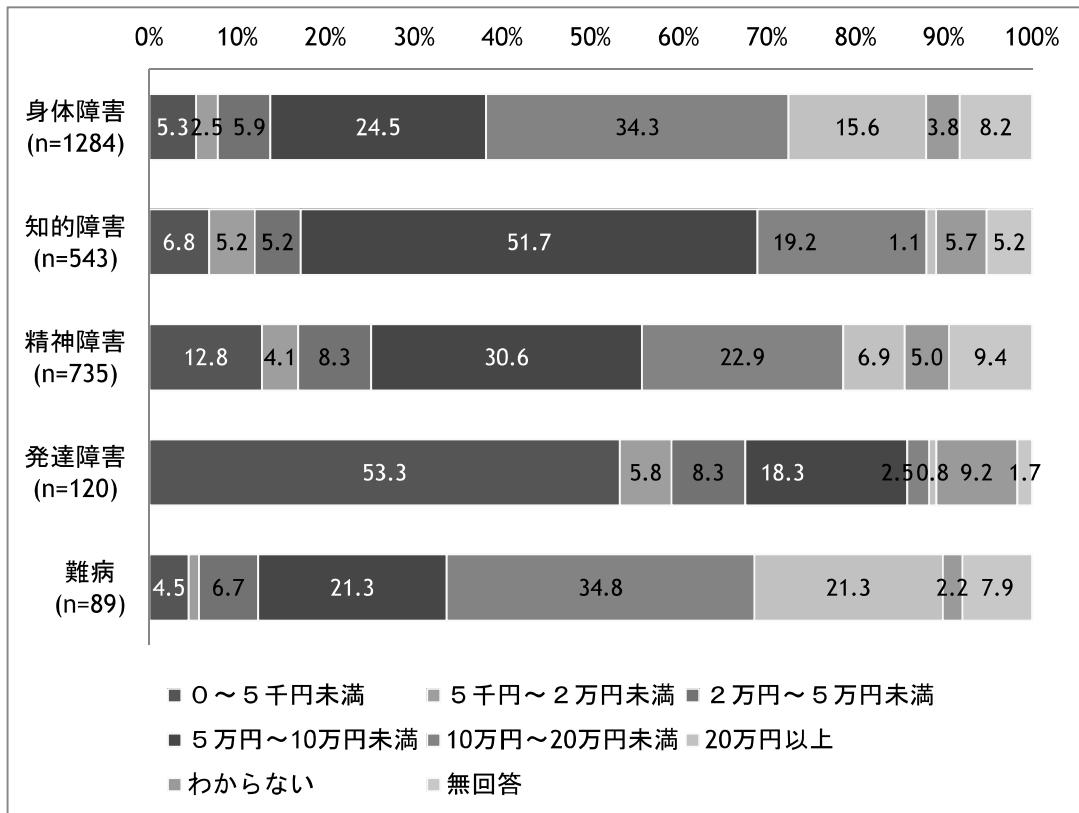
### 1) 主な収入源

障害児と発達障害者を除き、すべての障害種別で「自分の年金や各種手当」であった。精神障害者の18.6%、知的障害者の8.8%が生活保護を主な収入源としていた。



## 2) 月の収入額

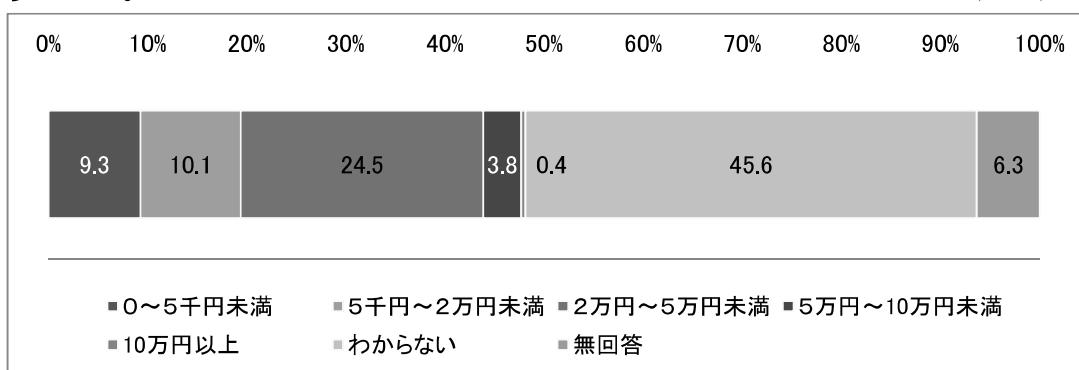
月の収入額は、身体障害者および難病患者の2割程度が20万円以上であり、他の障害者と比較して高い傾向がみられる。一方、知的障害者の約7割、精神障害者の約6割が月10万円未満の収入である。



## 3) 月の生活費（障害児のみ）

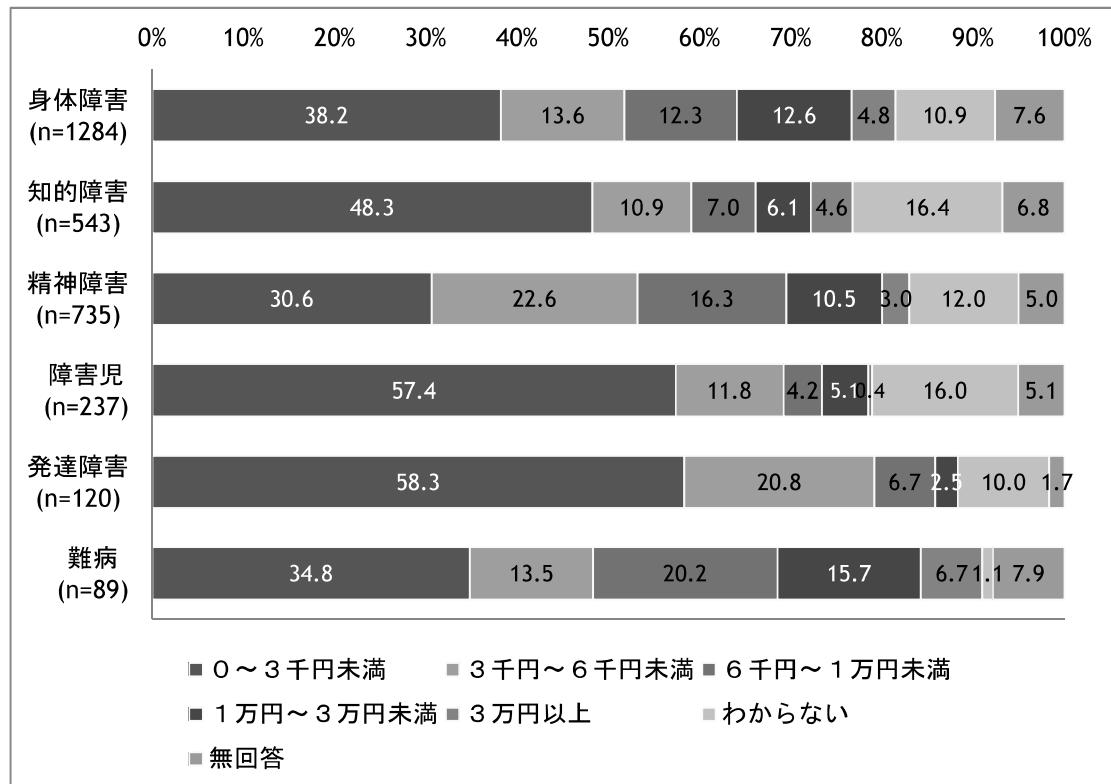
障害児の月の生活費は「わからない」を除くと、2～5万円未満が24.5%と最も多かった。

(n=237)



## 4) 月の医療費（かかっている病院、薬局等すべて）

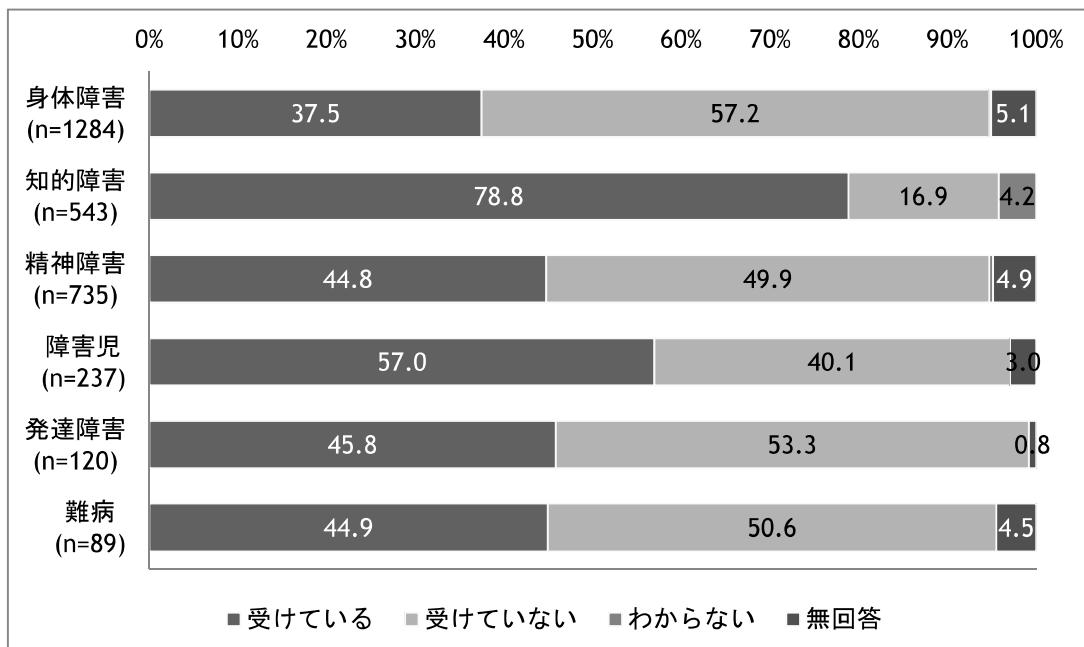
月々支払っている医療費については、精神障害者と難病患者が他の障害種別と比較して高い傾向にあった。



## 5) 公的年金・手当について

### ① 受給状況

知的障害者の8割程度が、それ以外の障害種別では4割～5割程度が年金や手当を受給している。



### ② 受給している年金・手当の種類

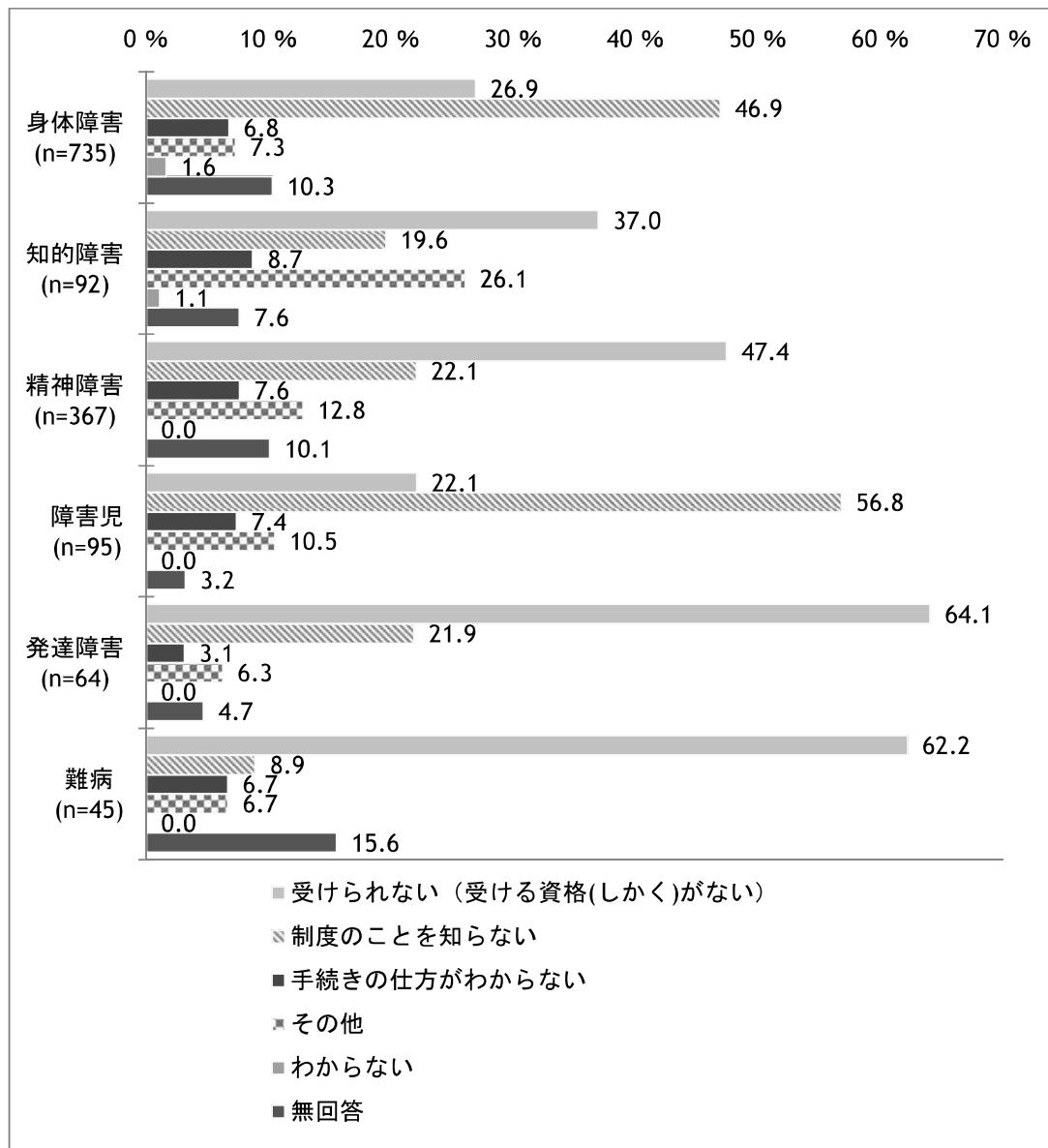
障害児や発達障害者の場合は特別児童扶養手当が多く、それ以外の障害では「障害基礎年金」が多い。

〈複数回答〉 (%)

	身体障害 (n=481)	知的障害 (n=428)	精神障害 (n=329)	障害児 (n=135)	発達障害 (n=55)	難病 (n=40)
障害基礎年金	76.1	89.5	71.7	0.0	38.2	67.5
障害厚生年金	17.7	3.7	17.9	0.0	1.8	20.0
障害手当金 (厚生年金)	6.9	2.3	6.1	0.0	0.0	7.5
障害児福祉手当	1.0	2.1	1.2	40.7	10.9	0.0
特別児童扶養 手当	1.2	3.5	1.2	95.6	45.5	5.0
特別障害者手当	8.5	7.7	1.8	0.0	16.4	2.5
その他	3.5	1.6	5.8	1.5	9.1	2.5
わからない	0.2	0.2	1.2	0.0	0.0	0.0
無回答	2.5	1.2	2.1	0.7	1.8	2.5

### ③ 年金・手当を受けていない理由

「制度を知らない」という回答が、身体障害者と障害児に特に多く、発達障害者および難病患者では「受けられない（受ける資格がない）」という回答が目立った。

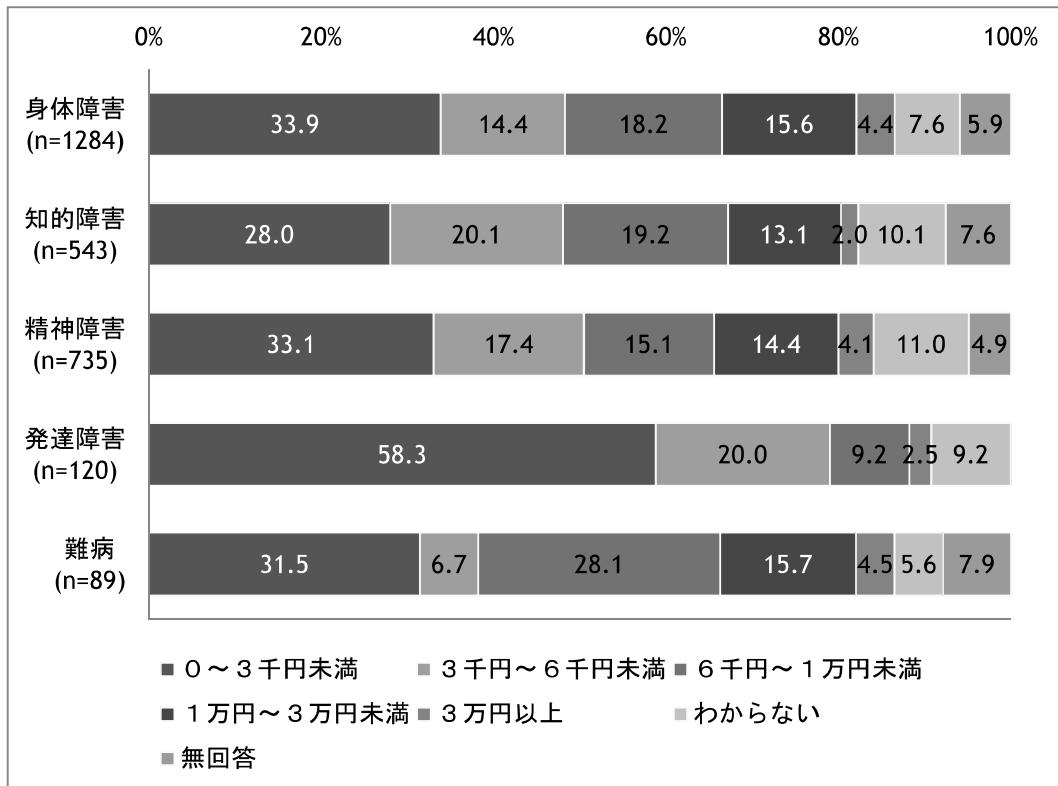


#### 「その他」の具体例

- 遺族年金を受けている為。
- 受けるほどの重度でない。
- 給与収入がある。
- 主人の収入より。
- 労災年金を受給しているため。
- 老齢基礎、厚生年金。
- 受けたいが、医師から通らないだろうと言われた。

### 6) 1ヶ月の娯楽費

どの障害種も3千円未満が最も多かったが、発達障害者については、他の障害と比べて少ない傾向にある。



### 3. 仕事について（18歳から64歳）

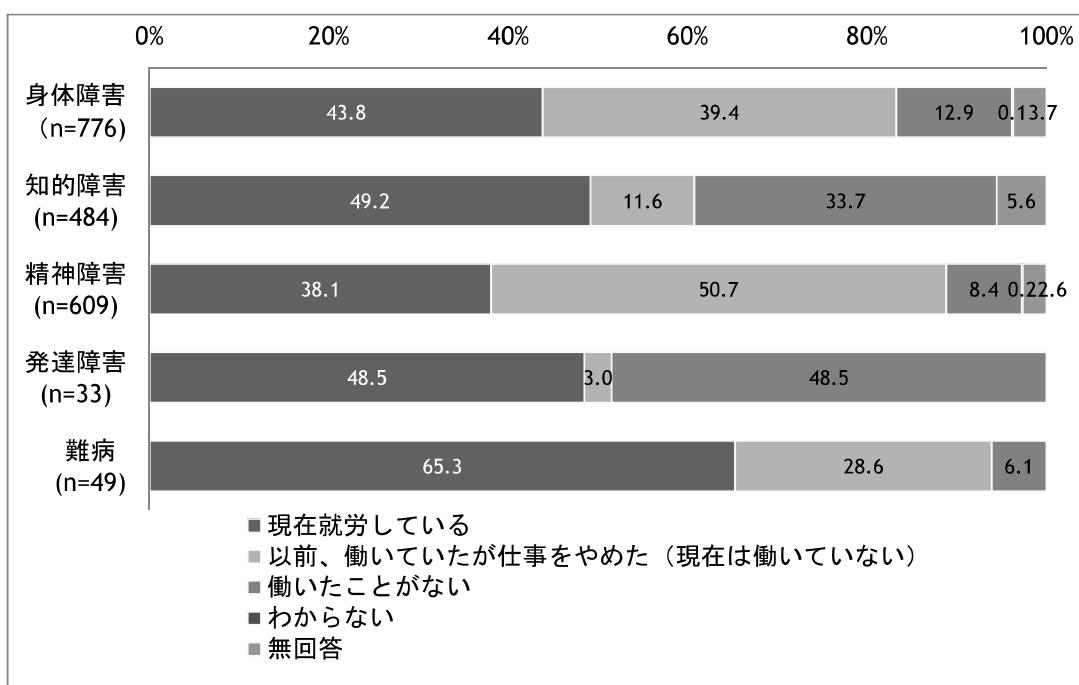
18～64歳の回答者のうち、4～6割が現在就労中であったが、精神障害者の場合は過去に就労経験があるが現在は働いていない人の割合が高い傾向にある。就労中の場合、知的障害者や発達障害者は作業所等での軽作業に、身体障害者や難病患者は事務職に就いている割合が高い。全体的にパートやアルバイトであることが多いが、身体障害者は正規雇用が最も多くなっている。

月に21日以上働いていることが多いが、難病患者は月の就労日数も週の労働時間数も他の障害と比較すると少ない傾向がみられた。ただ、難病患者の就労継続期間は他の障害よりも長期である割合が高い。逆に精神障害者は就労継続期間が比較的短期であった。発達障害者の56.3%、知的障害者の23.9%が、月収1万円未満であり、身体障害者や難病患者との間に就労収入の開きが見られる。

仕事を辞めた理由としては、「障害や病気で身体的に働くことが困難になったため」という回答が最も多かったが、「職場の人間関係がうまくいかなかったため」「仕事をうまくこなして行くことができなかつたため」という回答も多かった。働くために必要なこととして、「障害にあった仕事である」ことや、「周囲が自分の障害を理解してくれる」「勤務時間や日数の短縮などの配慮がある」ことが挙げられている。

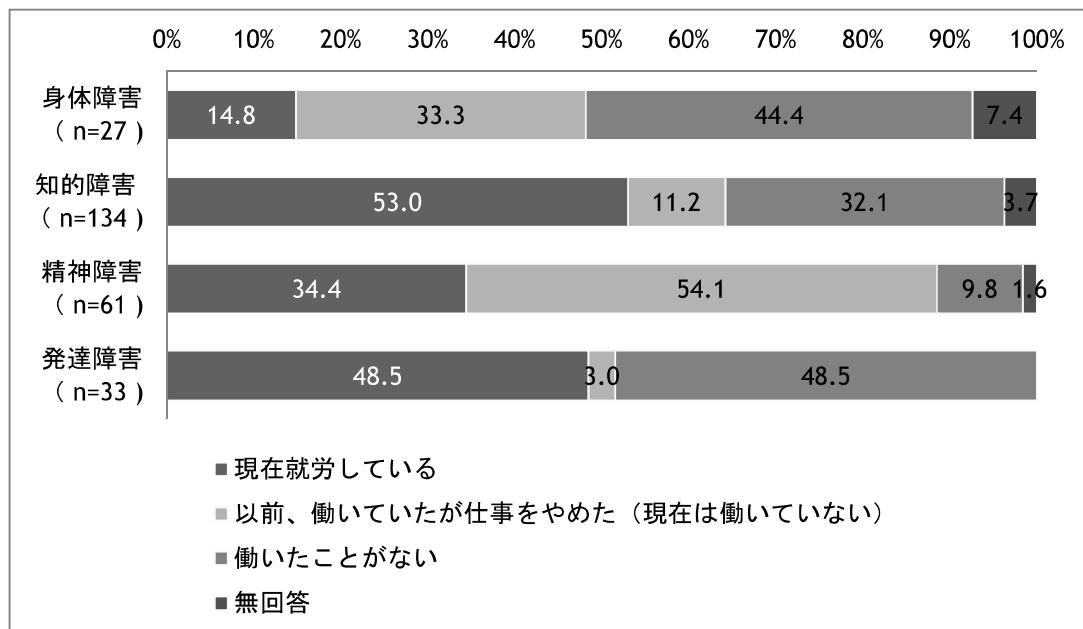
#### 1) 就労の状況

4～6割程度が現在就労中であった。知的障害者や発達障害者は「働いたことがない」人の割合が高く、精神障害者は「以前働いていたが仕事を辞めた」人の割合が高い。



**【就労の状況（発達障害が重複している場合のみ）】**

発達障害のある人も、身体障害者を除き、18～64歳の全回答者の傾向と大きな相違は見られない。身体障害者については発達障害が重複していると「現在就労している」人の割合が下がる傾向がみられる。

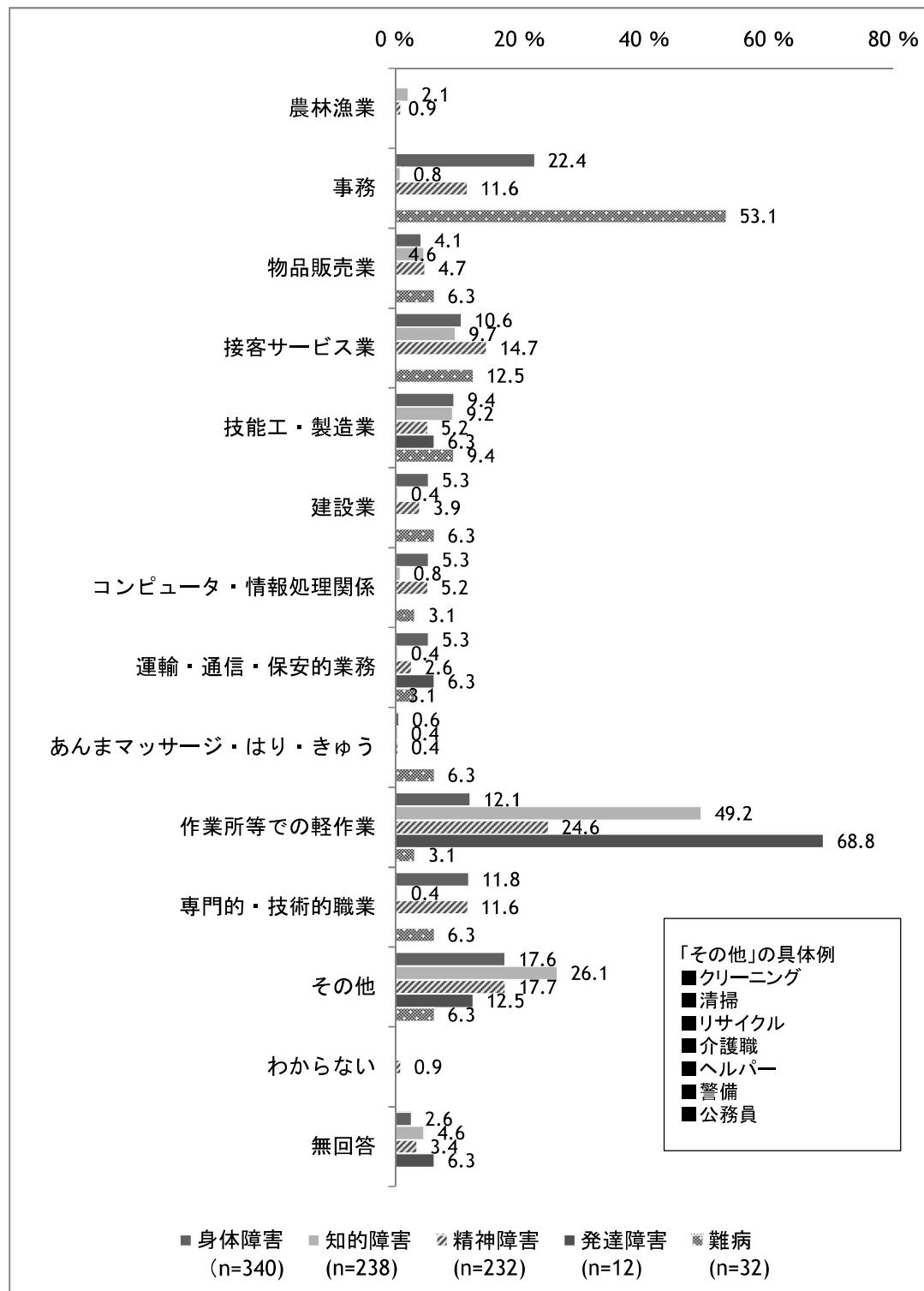


備考) 発達障害(n=33)は再掲

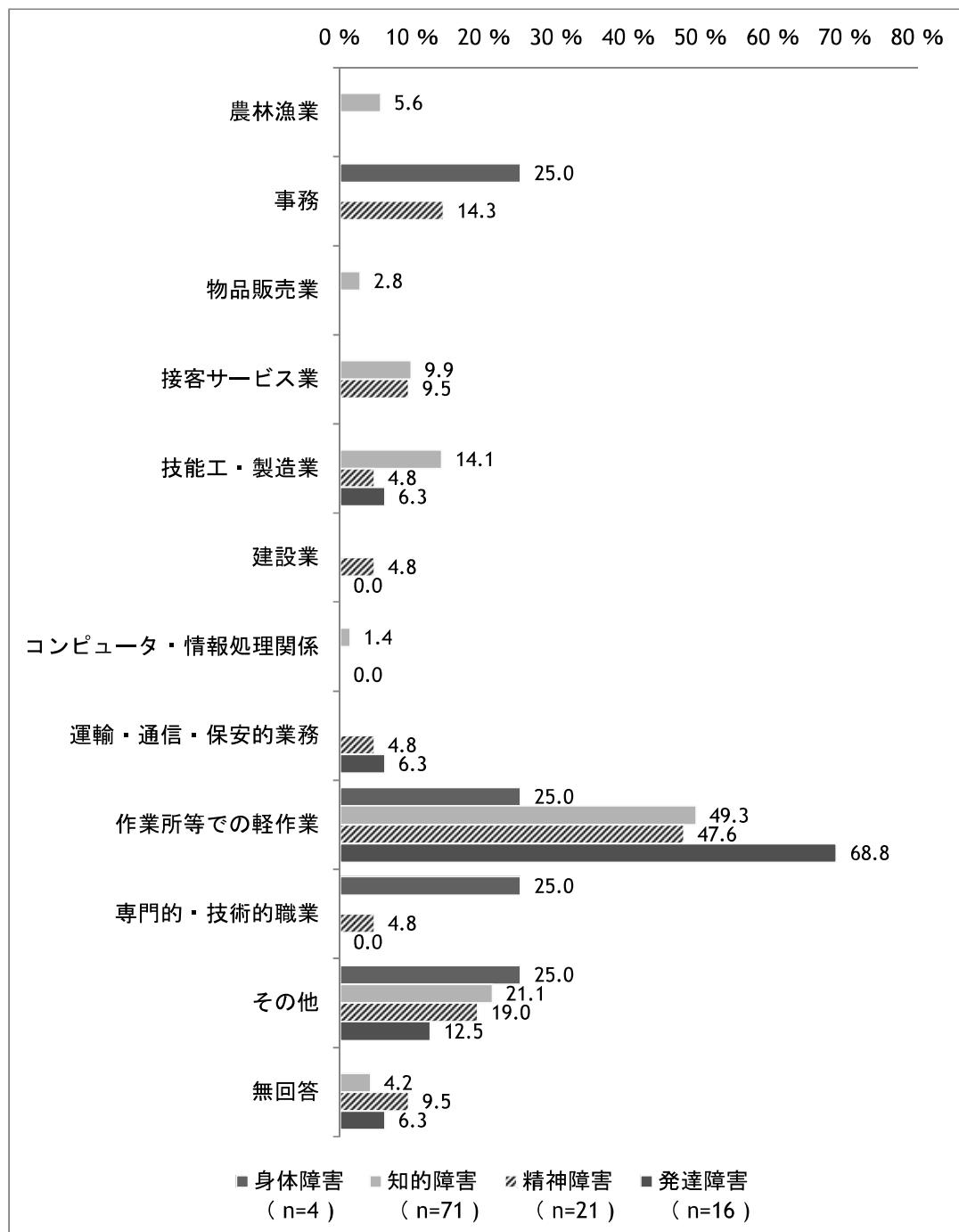
## 2) 就労している人について

## ①仕事の種類

知的障害および発達障害は、作業所での軽作業が多いのに対し、身体障害や難病患者は事務が多い。発達障害がある人のみに限定すると、作業所等での軽作業の割合が大きくなる。

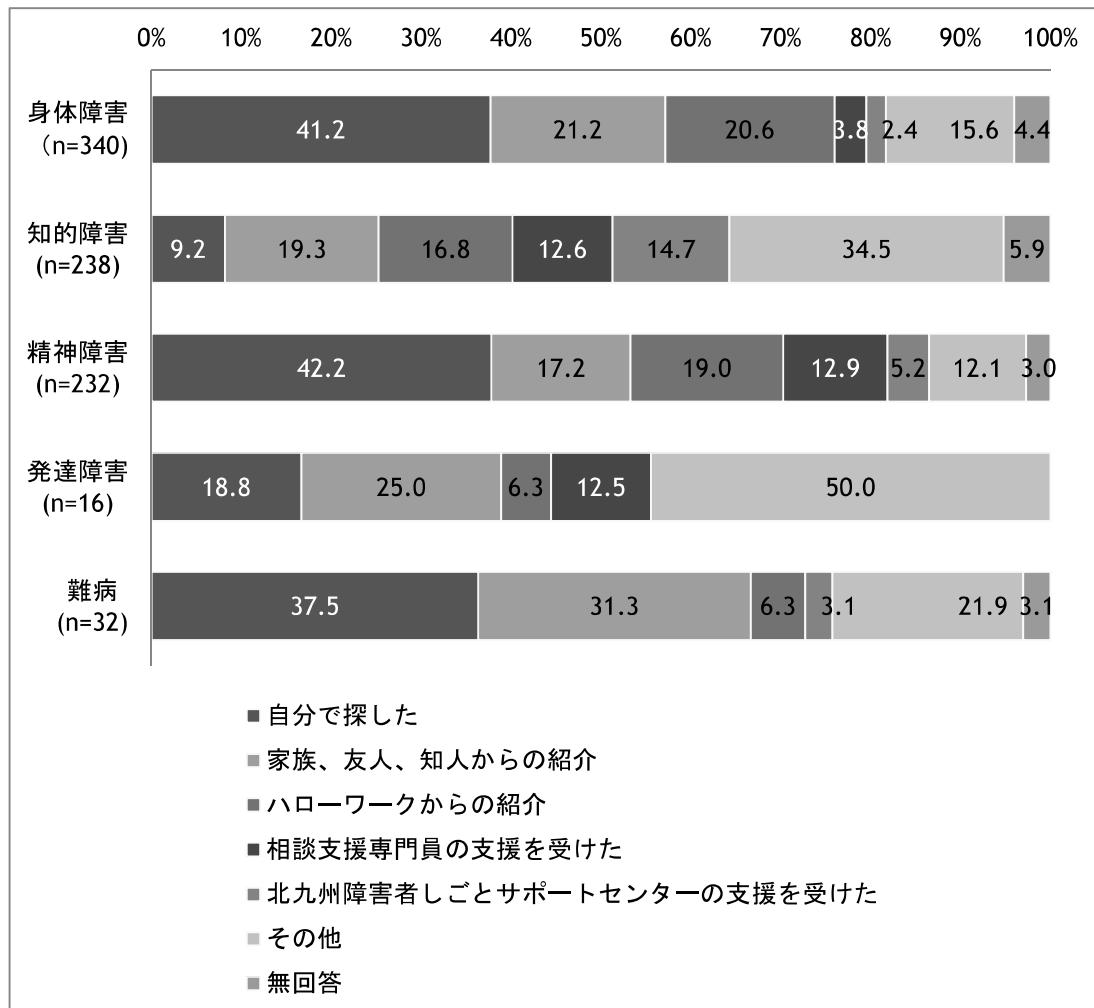


## 【仕事の種類（発達障害が重複している場合のみ）】



## ②どのようにして仕事を見つけたか

知的障害者や発達障害者と比較して、身体障害者、精神障害者、難病患者は「自分で探した」という回答が多い。



### 「その他」の具体例

- 家の仕事
- 以前働いた所の声掛け
- 学校より推薦
- 北九州能力開発校
- ケアマネージャーより紹介
- 高校卒業からずっと同じ仕事
- 人材紹介会社
- 専門学校に行って
- 保護課から勧められて
- 施設通所者から職員になった(ピアサポート)
- 病院ソーシャルワーカー

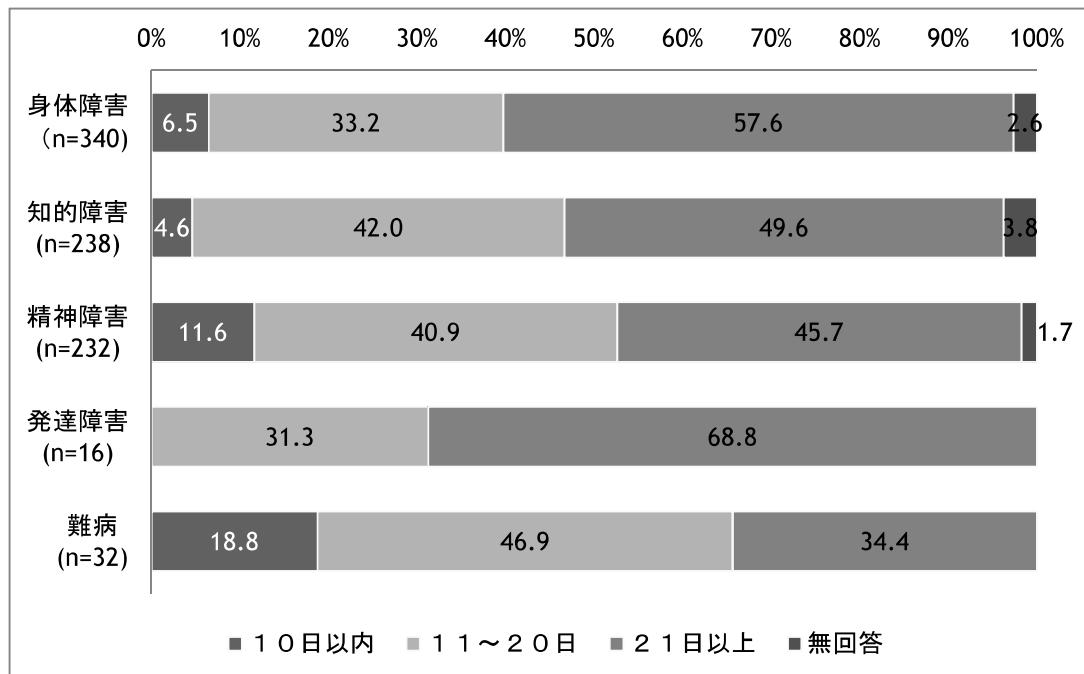
### ③就労形態

全体的にパートやアルバイトが多い傾向が見られた。身体障害者は正規雇用が最も多く、発達障害者や知的障害者では就労移行支援事業所などでの就労が最も多い。

	身体障害 (n=340)	知的障害 (n=228)	精神障害 (n=232)	発達障害 (n=16)	難病 (n=32)
正規雇用（正社員）で、他の社員と勤務条件等に違いはない	46.5	7.6	29.3	0.0	18.8
正規雇用（正社員）で、短時間勤務などの障害配慮がある	5.0	5.0	3.0	0.0	9.4
パート・アルバイトなどの非正規雇用（短時間労働や派遣社員など）	20.0	22.3	32.3	18.8	37.5
自営業	10.3	0.8	2.6	0.0	9.4
家族従事者	1.8	0.8	0.9	0.0	6.3
内職など	0.0	0.8	0.4	0.0	0.0
在宅勤務	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・小規模共同作業所など	11.8	54.9	27.2	75.0	9.4
その他	2.4	2.5	1.7	0.0	3.1
わからない	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0
無回答	2.1	3.4	2.2	6.3	6.3

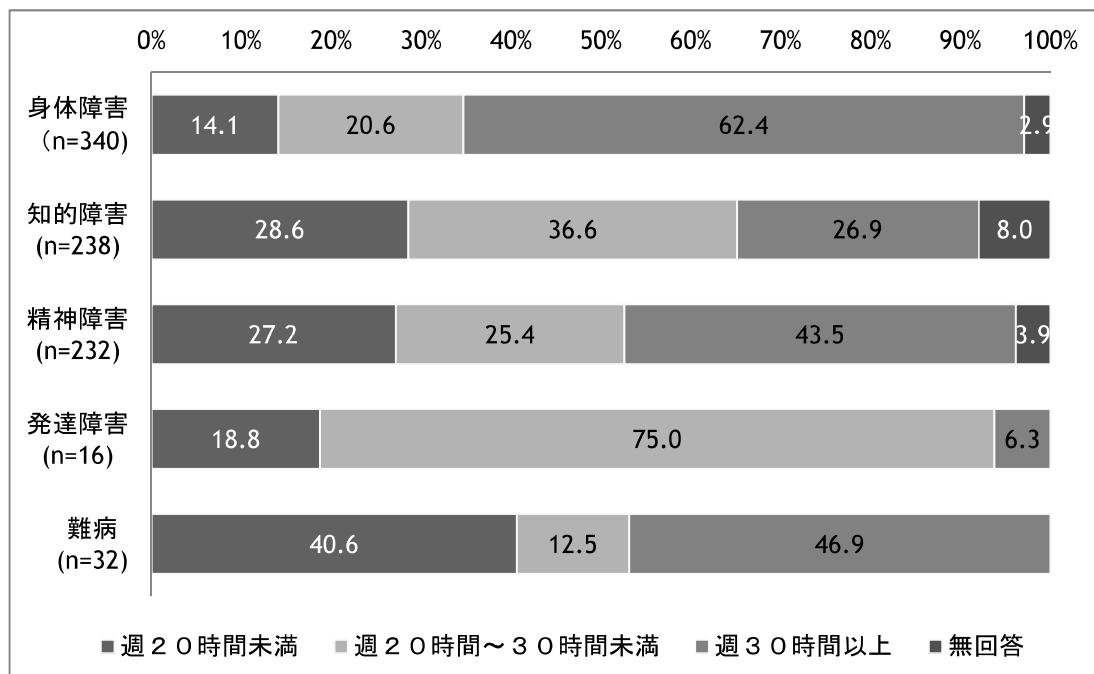
#### ④就労日数／月

身体障害者および発達障害者では21日以上が6～7割程度であるのに対し、難病患者では3割程度であり、難病患者は比較的就労日数が少ない傾向にあった。



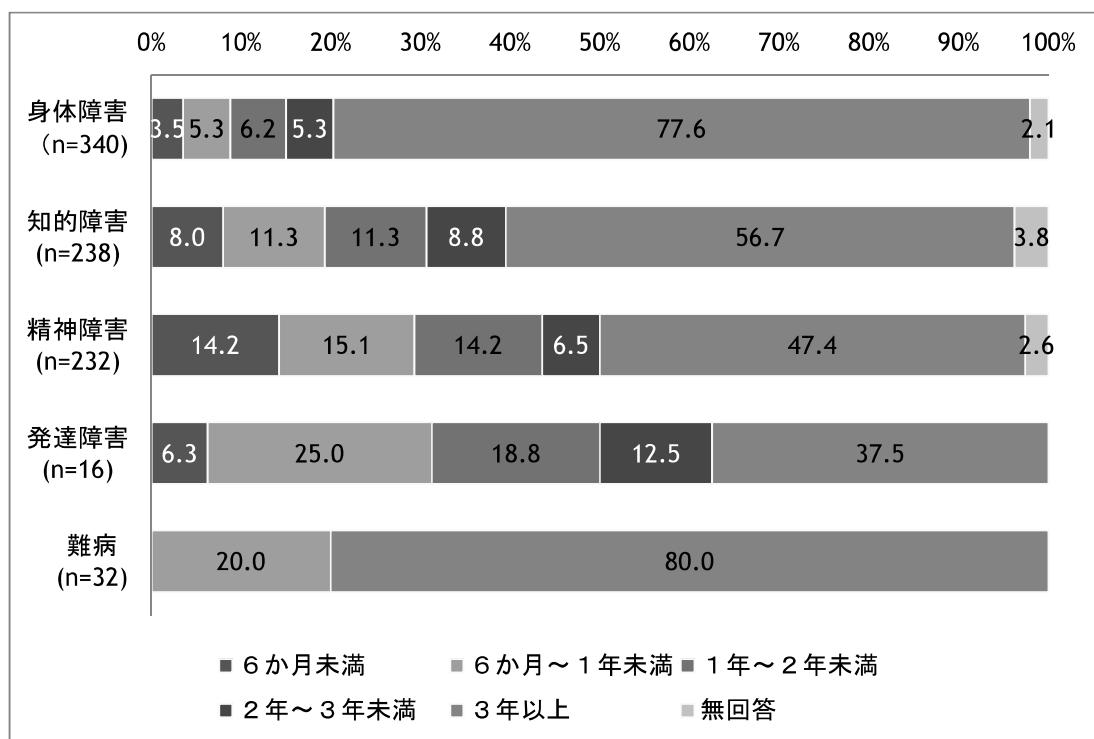
#### ⑤就労時間／週

身体障害者が他の障害と比較して多い傾向がみられる。



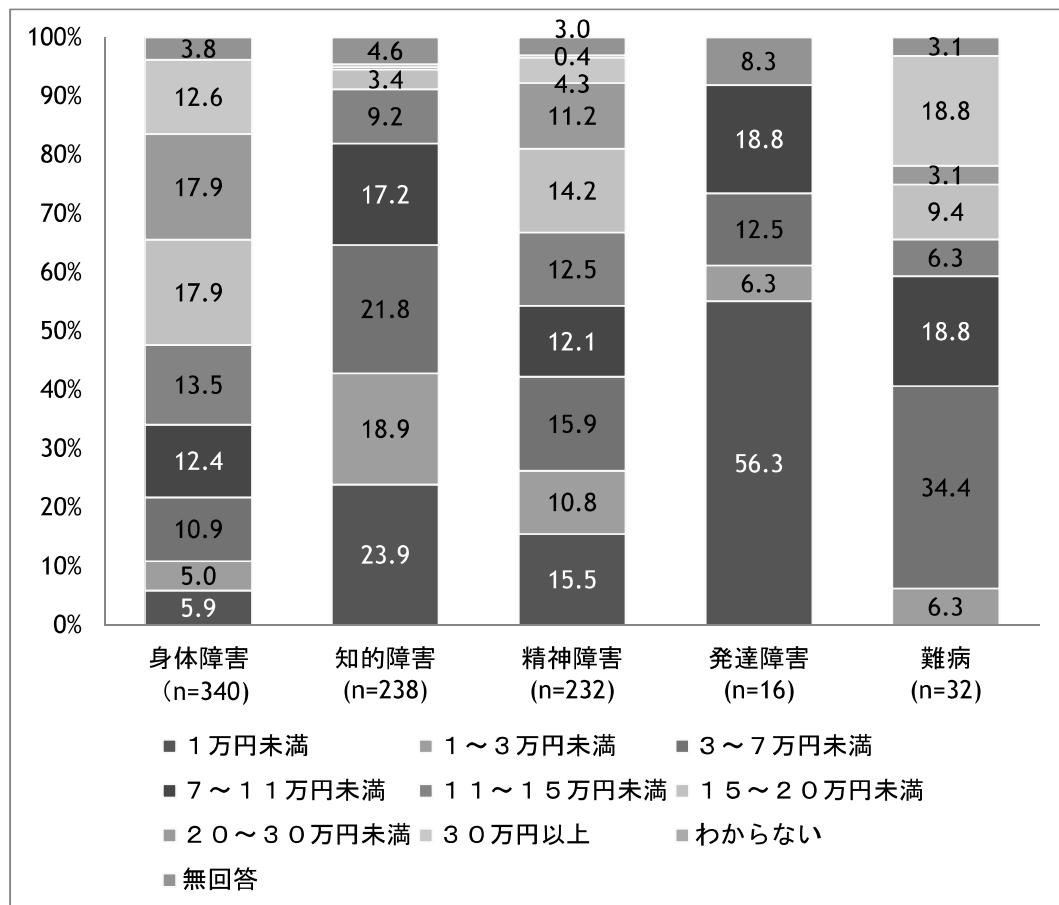
## ⑥就労継続期間

発達障害者のうち3年以上の継続期間の人は37.5%であるのに対し、身体障害者、難病患者では8割程度おり、障害の種類による差が見られる。



### ⑦平均就労収入／月

発達障害者の 56.3%、知的障害者の 23.9%が、月収 1万円未満であり、身体障害者や難病患者との間に就労収入の開きが見られる。



平均就労収入 (円)

身体障害 (n=365)	知的障害 (n=239)	精神障害 (n=235)	発達障害 (n=16)
155,329	51,464	107,043	32,813

⑧職場における障害への理解（発達障害者のみ）

16名中15名が理解されていると思うと回答していた。1名は職場に障害のことを伝えていなかった。  
(n=16)

